



平成 27 年 4 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社 は せ が わ
代表者の 代表取締役社長 井 上 健 一
役職氏名
(コード番号：8230 東証第1部・福証)
問合せ先 常務取締役 川 江 充
営業支援グループ長
T E L 03-6801-1076

「内部統制システムの整備に関する基本方針」の改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 24 日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改定を次のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、変更箇所は下線で示しております。

1. 当社及び子会社からなる企業集団の取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社及び子会社からなる企業集団 (以下「当企業グループ」という) のコンプライアンス体制に係るマニュアルの整備、充実に努め、取締役及び使用人が法令・定款並びに社会規範を遵守した行動をとるための規範とする。また、その充実に図るため、コンプライアンス担当取締役を置き、当該取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、定期的に会合を開き、コンプライアンス問題に対する対応を行う。なお、委員会の参加者は、コンプライアンス委員長が当企業グループの取締役及び使用人から指名をもって決定する。

(2) 経営管理部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に総括することとし、監査室は、経営管理部と連携のうえコンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は、定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。

(3) 法令上疑義のある行為等について、従業員が直接情報提供を行なう手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置・運営する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体 (以下「文書等」という) に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 当企業グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、災害、品質及び情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署、委員会にて規則、ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配付等を行なうものとし、当企業グループにおける組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は経営管理部が行なうものとする。

4. 当企業グループの取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

(1) 当社の社内の規定に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的

に職務の執行が行なわれる体制をとるものとする。

(2) 子会社については自律的経営を基礎としつつ、当社は、関係会社管理規程に基づき、営業成績、財務状況、その他の重要な情報について定期的に報告を受けるものとし、一定の事項について子会社の取締役会決議前に当社関係部署に承認を求め、または報告することを義務づけ、一定の基準に該当するものは当社取締役会に付議するものとする。

5. 当企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1) 当社のコンプライアンス担当取締役を当企業グループの内部統制の整備に関する責任者とする。

(2) 経営管理部を子会社管理の統括部門とし、関係会社管理規程の整備・見直しを通して、当企業グループの内部統制の充実に努める。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役の職務を補助する使用人を配置できるものとする。

(2) 前号の使用人の配置にあたっては必要な知識・能力を備えた専任または兼任の適切な員数を確保するものとし、人事異動その他の事項については、事前に監査役会と協議するものとする。

(3) 第1号の使用人の業務に関して監査役から指示を受けた時は、専らその指揮命令に従う体制を整備する。また、その業務の遂行にあたり、社内の各会議体への出席等(監査役の代理出席を含む)、執行部署の協力体制を確保する。

7. 当企業グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当企業グループの取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、当企業グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告するものとする。なお、当該報告をしたことを理由として、報告をした者が不利な取り扱いを受けないものとする。

8. その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

(1) 監査役会は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するものとする。

(2) 監査役は、その職務の執行にあたり、必要に応じて社内の各会議体へ出席できるものとする。

(3) 監査役の職務を執行する上で必要な費用の前払い等の請求について、当社は速やかに当該費用を支払うものとする。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当企業グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を遮断することを基本方針とする。また、経営管理部を反社会的勢力排除に向けた統括部門とし、反社会的勢力による被害を防止するための情報収集を行なうため、福岡県企業防衛協議会及び警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟するほか、警察関係機関との情報交換や各種研修の参加等により連携を強化し、社内啓蒙活動に努める。

以上